《ライセンス表示について》 1.01 バージョン

2014/03/06 作成 2014/03/28 修正

ユニティちゃんライセンスに基づき、二次創作物を公表することを希望する全ての利用者は、弊社が 以下に定めるライセンスロゴを、視認することが容易な合理的方法(当該二次創作物自体に表示する、 もしくはその説明文を添付するなど)で表示するようにしてください。



本 コンテンツは、『ユニティちゃんライセンス条項』 (http://unity-chan.com/download/license.html)に基づいて公開・配布されるものです。本コンテンツをご利用される場合は、ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社が定める『キャラクター利用のガイドライン』 (http://unity-chan.com/download/guideline.html)をお守りいただく必要があります。

本ライセンス表示に関するお問い合わせ窓口

ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン合同会社

unity-chan@unity3d.co.jp